**令和４年１０月版**

| 主眼事項 | 着眼点 | 根拠法令 | 確認文書 | 備考・確認事項 | 点検  結果 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１　基本方針 | （１）指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しているか。 | 法第44条  平18厚令172  第3条第1項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | →個別支援計画は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めているか。 | 平18厚令172  第3条第2項 | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | →身体拘束の禁止は別項目 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。 | 平18厚令172  第3条第3項 | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類 | 虐待研修実施  　　　　　　 有・無  →一般研修は別項目 | 適  否  該当なし |
| 第２　人員に関する基準  １　従業者の員数一　従業者の員数  （１）生活介護を　　行う場合  　①　医師 | 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。  　生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  ア　医師(基準第4条第1項第1号イ(1))  日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。  また、生活介護において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとするものである。 | 法第44条第1項  平18厚令172  第4条  平18厚令172  第4条第1項  第1号イ  平18厚令172  第4条第1項  第1号イ（1） | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 氏名  勤務状況 | 適  否  該当なし |
| ②　看護職員（保　　健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 | ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア)及び(イ)に掲げる数を合計した数以上となっているか。  （ア）①から③までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数  ①　平均障害支援区分が4未満  利用者（平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の三に定める者を除く。②及び③において同じ。）の数を6で除した数  ②　平均障害支援区分が4以上5未満  利用者の数を5で除した数  ③　平均障害支援区分が5以上  利用者の数を3で除した数  （イ）（ア）①の告示の三に定める者である利用者の数を10で除した数  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  イ　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第4条第1項第1号イ(2))  これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(Ⅰ)及び(Ⅱ)の数を合計した数以上でなければならないものである。  (Ⅰ) (Ⅱ)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定される平均障害支援区分に応じた必要数  なお、平均障害支援区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第21条第1項に規定する特定旧法指定施設を利用していた者、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者(以下「経過措置利用者」という。)、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。(厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照)  (算式)  ｛(2×区分2に該当する利用者の数)＋(3×区分3に該当する利用者の数)＋(4×区分4に該当する利用者の数)＋(5×区分5に該当する利用者の数)＋(6×区分6に該当する利用者の数)｝／総利用者数  なお、平均障害支援区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。  (Ⅱ)　生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3(50歳以上の者は区分2)以下の者の数を10で除した数  また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第1号イ（2）  （一）  平18厚告553  の三 |  | ①平均障害程度区分  ②利用者数  　人  ③必要数(常勤換算)  　人  ④実際配置数(常勤換算)  　人  常勤職員数  （生活支援員、看護職員）  　人 | 適  否  該当なし |
|  | イ　看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、　1以上となっているか。 | 平18厚令172  第4条第1項  第1号イ（2）  （二） |  | 看護職員数  　人 | 適  否  該当なし |
|  | ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。  ただし、理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  ウ　機能訓練指導員(基準第4条第1項第1号ハ)  理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。  また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第1号イ（2）  （三）  第1号ハ |  | 配置職員の資格  (PT、OT、ST) | 適  否  該当なし |
|  | エ　生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、　1以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  オ　生活介護の単位(基準第4条第1項第1号ロ)  (Ⅰ)　サービス提供の単位  生活介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。  i　生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。  ⅱ　生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。  ⅲ　生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。  (Ⅱ)　サービス提供単位ごとの従業者の配置  生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである(例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。  (Ⅲ)　常勤の従業員の配置  同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理責任者及び医師を除く。)が必要となるものである。 | 平18厚令172  第4条第1項  第1号イ（2）  （四）  第1号ニ |  |  | 適  否  該当なし |
| ③　サービス管理責任者 | ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　１以上  イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　　　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  エ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。  また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。  このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  (例)　利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、 利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 | 平18厚令172  第4条第1項  第1号イ（3）  平18厚令172  第4条第1項  第1号ホ |  | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか | 適  否  該当なし |
| （２）自立訓練（機能訓練）を行う場合  　①　看護職員、　　理学療法士又は作業療法士及び生活支援　　員 | 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び　生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ②　自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号)  ア　看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員(基準第4条第1項第2号イ(1))  これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、自立訓練(機能訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。  また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第2号イ  平18厚令172  第4条第1項  第2号イ  （1）（一） | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①利用者数  　人  ②必要数(常勤換算)  　人  ③実配置数(常勤換算)  　人 | 適  否  該当なし |
|  | イ　看護職員の数は、１以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。 | 平18厚令172  第4条第1項  第2号イ  （1）（二）  第2号ニ |  | 看護職員数  　人  うち常勤数  　人 | 適  否  該当なし |
|  | ウ　理学療法士又は作業療法士の数は、1以上　となっているか。  　ただし、理学療法士又は作業療法士を確保　することが困難な場合には、これらの者に代　えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退　を防止するための訓練を行う能力を有する看　護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ②　自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号)  エ　機能訓練指導員(基準第4条第1項第2号ハ)  生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  ウ　機能訓練指導員(基準第4条第1項第1号ハ)  理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。  また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設等の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第2号イ  （1）（三）  第2号ハ |  | 配置職員の資格  (OT,PT,ST) | 適  否  該当なし |
|  | エ　生活支援員の数は、1以上となっているか。  　　また、1人以上は常勤となっているか。 | 平18厚令172  第4条第1項  第2号イ  （1）（四）  第2号ホ |  | 生活支援員数  　人  うち常勤  　人 | 適  否  該当なし |
| ②　サービス管　　理責任者 | ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　1以上  イ　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　　　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ②　自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号)  イ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第2号イ(2))  生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  エ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。  また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。  このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  (例)　利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、 利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 | 平18厚令172  第4条第1項  第2号イ(2)  平18厚令172  第4条第1項  第2号ヘ |  | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか | 適  否  該当なし |
| ③　訪問による　　自立訓練(機能訓練） | 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(機能訓練)に併せて利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練(機能訓練）を提供する場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ②　自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号)  ウ　訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1  項第2号ロ)  自立訓練(機能訓練)は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練(機能訓練)の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。 | 平18厚令172  第4条第1項  第2号ロ |  |  | 適  否  該当なし |
| （３）自立訓練（生活訓練）を行う場合  　①　生活支援員（看護職員） | 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  ア　常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ③　自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号)  ア　生活支援員(基準第4条第1項第3号イ(1))  生活支援員の員数が、常勤換算方法により、自立訓練(生活訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。  また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第3号イ  平18厚令172  第4条第1項  第3号イ(1） | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①利用者数  　人  ②必要数(常勤換算)  　人  ③実配置数(常勤換算)  　人 | 適  否  該当なし |
|  | イ　健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、アに代えて、生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。  この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ③　自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号)  イ　看護職員を配置する場合(基準第4条第1項第3号ロ)  当該自立訓練(生活訓練)において、健康上の管理が必要な利用者がいるために看護職員を配置している場合は、「生活支援員」を「生活支援員及び看護職員」と読み替え、この場合、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。 | 平18厚令172  第4条第1項  第3号ロ |  |  | 適  否  該当なし |
|  | ウ　生活支援員のうち1人以上は常勤となって　いるか。 | 平18厚令172  第4条第1項  第3号ニ |  | 常勤職員数  　人 | 適  否  該当なし |
| ②　サービス管　　理責任者 | ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。ア　利用者の数が60以下　1以上  イ　利用者の数が61以上　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ③　自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号)  ウ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第3号イ(2))  生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  エ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。  また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。  このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  (例)　利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、 利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 | 平18厚令172  第4条第1項  第3号イ(2)  平18厚令172  第4条第1項  第3号ホ |  | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか | 適  否  該当なし |
| ③　訪問による自立訓練(生活訓練） | 指定障害者支援施設等が、指定障害者支援施設等における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練）を行う場合は、①及び②に掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ③　自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号)  エ　訪問による自立訓練(生活訓練)を行う場合(基準第4条第1項第3号ハ)  自立訓練(機能訓練)の場合と同趣旨であるため、②のウを参照されたい。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ②　自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1項第2号)  ウ　訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合(基準第4条第1  項第2号ロ)  自立訓練(機能訓練)は、指定障害者支援施設等において行うほか、当該自立訓練(機能訓練)の利用により、当該指定障害者支援施設等を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を1人以上確保する必要がある。 | 平18厚令172  第4条第1項  第3号ハ |  |  | 適  否  該当なし |
| （４）就労移行支　　援を行う場合  Ⅰ　就労移行支援  ①　職業指導員及び生活支援員 | 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は次のとおりとなっているか。  ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤　換算方法で、利用者の数を6で除した数以上となっているか。  イ　職業指導員の数は1以上となっているか。  ウ　生活支援員の数は、1以上となっているか  エ　職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ④　就労移行支援を行う場合(基準第4条第1項第4号)  ア　職業指導員及び生活支援員(基準第4条第1項第4号イ(1))  職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。  また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第4号イ  平18厚令172  第4条第1項  第4号イ（1）  平18厚令172  第4条第1項  第4号ハ | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①利用者数  　人  ②必要数(常勤換算)  　人  ③実配置数(常勤換算)  　人  職業指導員数  　人  生活支援員数  　人  常勤者  　人 | 適  否  該当なし |
| ②　就労支援員 | 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ④　就労移行支援を行う場合(基準第4条第1項第4号)  イ　就労支援員(基準第4条第1項第4号イ(2))  就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を15で除した数以上でなければならない。なお、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。 | 平18厚令172  第4条第1項  第4号イ(2) |  |  | 適  否  該当なし |
| ③　サービス管理責任者 | ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　１以上  イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　　また、１人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ④　就労移行支援を行う場合(基準第4条第1項第4号)  ウ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第4号イ(3))  生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  エ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。  また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。  このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  (例)　利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、 利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 | 平18厚令172  第4条第1項  第4号イ(3)  平18厚令172  第4条第1項  第4号ニ |  | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか | 適  否  該当なし |
| Ⅱ　認定指定障害者支援施設  ①　職業指導員及び生活支援員 | Ⅰの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている指定障害者支援施設（認定指定障害者支援施設）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりなっているか。  ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤　換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。  イ　職業指導員の数は、１以上となっているか。  ウ　生活支援員の数は、1以上となっているか。  エ　職業指導員又は生活支援員のうちいずれか　1人以上は、常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ④　就労移行支援を行う場合(基準第4条第1項第4号)  エ　認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者の員数(基準第4条第1項第4号ロ)  (Ⅰ)　職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。  また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。  (Ⅱ)　サービス管理責任者については、生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。  (Ⅲ)　なお、認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。 | 平18厚令172  第4条第1項  第4号ロ  平18厚令172  第4条第1項  第4号ロ（1）  平18厚令172  第4条第1項  第4号ハ |  | ①利用者数  　人  ②必要数(常勤換算)  　人  ③実配置数(常勤換算)  　人  職業指導員数  　人  生活支援員数  　人  常勤者  　人 | 適  否  該当なし |
| ②　サービス管理責任者 | ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  ア　利用者の数が60以下　１以上  イ　利用者の数が61以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　また、1人以上は常勤となっているか。 | 平18厚令172  第4条第1項  第4号ロ(2)  平18厚令172  第4条第1項  第4号ホ |  | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか | 適  否  該当なし |
| （５）就労継続支援Ｂ型を行う場合  ①　職業指導員及び生活支援員 | 就労継続支援Ｂ型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。  ア　職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上となっているか。  イ　職業指導員の数は、1以上となっているか。  ウ　生活支援員の数は、1以上となっているか。  エ　職業指導員又は生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ⑤　就労継続支援B型を行う場合(基準第4条第1項第5号)  ア　職業指導員及び生活支援員(基準第4条第1項第5号イ(1))  職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労継続支援B型を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。  また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。 | 平18厚令172  第4条第1項  第5号イ  平18厚令172  第4条第1項  第5号イ(1)  平18厚令172  第4条第1項  第5号ロ | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | ①利用者数  　人  ②必要数(常勤換算)  　人  ③実配置数(常勤換算)  　人  職業指導員数  　人  生活支援員数  　人  常勤者  　人 | 適  否  該当なし |
| ②　サービス管理責任者 | ア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数になっているか。  ア　利用者の数が60以下　1以上  イ　利用者の数が61以上　1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　また、1人以上は常勤となっているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ⑤　就労継続支援B型を行う場合(基準第4条第1項第5号)  イ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第5号イ(2))  生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  エ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第1号イ(3))  サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。  また、指定障害者支援施設等の従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。  このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。  ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設等の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。  また、１人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設等のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  (例)　利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、 利用者の数が10人の指定宿泊型自立訓練事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合 | 平18厚令172  第4条第1項  第5号イ(2)  平18厚令172  第4条第1項  第5号ハ |  | サービス管理責任者名    ◆勤務形態  常勤  非常勤  届出から変更があるか | 適  否  該当なし |
| （６）施設入所支援を行う場合  ①　生活支援員 | 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。  　施設入所支援の単位（施設入所支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数となっているか。  　ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を受ける利用者又は平成18年厚生労働省告示第553号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第184号において準用する同令第170条の2に規定する厚生労働大臣が定める者等」の四に定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上としているか。  ア　利用者の数が60人以下　１以上  イ　利用者の数が61人以上　１に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ◎解釈通知第３の１の（１）  ⑥　施設入所支援(基準第4条第1項第6号)  ア　生活支援員(基準第4条第1項第6号イ(1))  施設入所支援については、夜間の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設等ごとに設定するものとする。)において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供する必要があることから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。  ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障害の程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要となる支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を1以上確保すれば足りることとしたものである。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ⑥　施設入所支援(基準第4条第1項第6号)  ウ　施設入所支援の単位(基準第4条第1項第6号ロ)  生活介護の場合と同趣旨であるため、①のオを参照されたい。  ただし、施設入所支援の単位ごとの利用定員が30人以上である必要があること。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ①　生活介護を行う場合(基準第4条第1項第1号)  オ　生活介護の単位(基準第4条第1項第1号ロ)  (Ⅰ)　サービス提供の単位  生活介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。  i　生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。  ⅱ　生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。  ⅲ　生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。  (Ⅱ)　サービス提供単位ごとの従業者の配置  生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである(例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。  (Ⅲ)　常勤の従業員の配置  同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理責任者及び医師を除く。)が必要となるものである。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ⑦　昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について  昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合については、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。  (例)　昼間、生活介護(平均障害支援区分は4)を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合(常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合)  この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は、  ・　生活介護の従業者 50÷5＝10人 10人×8時間＝80時間  ・　施設入所支援の生活支援員 1人×16時間＝16時間  合計96時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計80時間が確保されれば足りるものであること。 | 平18厚令172  第4条第1項  第6号イ  平18厚令172  第4条第1項  第6号イ（1）  平18厚令172  第4条第1項  第6号ロ  平18厚告553  の四 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） | 生活支援員数  　人 | 適  否  該当なし |
| ②　サービス管理責任者 | 当該指定障害者支援施設等において、昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねているか。  ◎解釈通知第３の１の（１）  ⑥　施設入所支援(基準第4条第1項第6号)  イ　サービス管理責任者(基準第4条第1項第6号イ(2))  施設入所支援に係るサービス管理責任者については、原則として、昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとすること。 | 平18厚令172  第4条第1項  第6号イ(2) |  |  | 適  否  該当なし |
| 二　利用者数の算定 | 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | 平18厚令172  第4条第2項 | 利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
| 三　職務の専従 | 一に規定する指定障害者支援施設等の従業者は､生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援Ｂ型の提供に当たる者となっているか。  　ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 | 平18厚令172  第4条第3項 | 従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） |  | 適  否  該当なし |
| ２　複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数 | （１）複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第2の１の一の(1)の②のエ、１の一の(2)の①のイ及びエ、１の一の(3)の①のウ、１の一の(4)のⅠの①のエ並びに１の一の(5)の①のエの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。  ◎解釈通知第３の１の（２）  ①　基準第5条第1項の規定は、指定障害者支援施設等が複数の昼間実施サービスを提供する場合にあっては、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。 | 平18厚令172  第5条第1項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第2の1の一の(1)の③、１の一の(2)の②、１の一の(3)の②、１の一の(4)のⅠの③、１の一の(4)のⅡの②並びに１の一の(5)の②の規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の①及び②に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち平成18年厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の三で定めるものの利用者の数の区分に応じ、それぞれ①及び②に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。  ①　利用者の数の合計が60人以下　１以上  ②　利用者の数の合計が61人以上　１に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ◎解釈通知第３の１の（２）  ②　同条第2項の規定は、複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設等に置くべきサービス管理責任者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。 | 平18厚令172  第5条第2項  平18厚告544  の三 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
| ３　従たる事業所を設置する場合における特例 | 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事しているか。 | 平18厚令172  第5条の2第2項 | 従業者の勤務実態の分かる書類  （出勤簿等） |  | 適  否  該当なし |
| 第３　設備に関する基準  １　設備  （１）設備 | 指定障害者支援施設等の設備は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けているか。  （相談室及び多目的室は、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。）  （経過的指定障害者支援施設等については、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の用に供する訓練・作業室は、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。） | 法第44条第2項  平18厚令172  第6条第1項  平18厚令172  第6条第4項  平18厚令172  附則第5条 | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （２）設備の基準  訓練・作業室 | 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとなっているか。  ア　専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉のサービスの種類ごとの用に供するものであるか。  （ただし、利用者の支援に支障がない場合は　　この限りでない。）  イ 訓練又は作業に支障がない広さを有してい　るか。  ウ　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えて　いるか。  ◎解釈通知第３の２（１）  訓練・作業室については、面積や数に定めはないが、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。 | 平18厚令172  第6条第2項  平18厚令172  第6条第2項  第1号イ、ロ、ハ | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| ②居室 | ア　一の居室の定員は4人以下とされているか。  イ　地階に設けていないか。  ウ　利用者1人あたりの床面積は、収納設備等　を除き9．9平方メートル以上とされているか。  エ　寝台又はこれに代わる設備を備えているか。  オ　一以上の出入口は、避難上有効な空き地、　廊下又は広間に直接面して設けているか。  カ　必要に応じて利用者の身の回り品を保管す　ることができる設備を備えているか。  キ　ブザー又はこれに代わる設備を設けている　か。 | 平18厚令172  第6条第2項  第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト |  | 9.9㎡＝約6畳 | 適  否  該当なし |
| ③食堂 | ア　食事の提供に支障がない広さを有している　か。  イ　必要な備品を備えているか。 | 平18厚令172  第6条第2項  第3号イ、ロ |  |  | 適  否  該当なし |
| ④浴室 | 利用者の特性に応じたものとなっているか。 | 平18厚令172  第6条第2項  第4号 |  |  | 適  否  該当なし |
| ⑤洗面所 | ア　居室のある階ごとに設けられているか。  イ　利用者の特性に応じたものであるか。 | 平18厚令172  第6条第2項  第5号イ、ロ |  |  | 適  否  該当なし |
| ⑥便所 | ア　居室のある階ごとに設けられているか。  イ　利用者の特性に応じたものであるか。 | 平18厚令172  第6条第2項  第6号イ、ロ |  |  | 適  否  該当なし |
| ⑦相談室 | 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | 平18厚令172  第6条第2項  第7号 |  |  | 適  否  該当なし |
| ⑧廊下幅 | ア　1．5メートル以上とされているか。ただし、中廊下の幅は、1．8メートル以上とされているか  イ　廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにされているか  ◎解釈通知第３の２  （２）　廊下幅については、従来の規制を緩和したところであるが、利用者の障害の特性を踏まえた適切な幅員を確保するとともに、非常災害時において、利用者が迅速に避難できるよう、配慮されたものでなければならない。  なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。  また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。 | 平18厚令172  第6条第2項  第8号イ、ロ |  |  | 適  否  該当なし |
| （３）認定指定障　　害者支援施設 | 認定指定障害者支援施設等が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、(2)に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有しているか。 | 平18厚令172  第6条第3項 | 設備・備品等一覧表  【目視】 |  | 適  否  該当なし |
| （経過措置）  （１）多目的室の経過措置 | 平成18年厚生労働省令第172号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」施行の日（施行日）において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設若しくは指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮又は精神障害者生活訓練施設若しくは精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日の後に建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、第3の1の(1)に規定する多目的室を設けないことができる。 | 平18厚令172  附則第15条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| （２）居室の定員の経過措置 | 施行日において現に存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のア中「4人」とあるのは「原則として4人」とする。 | 平18厚令172  附則第16条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| （３）居室面積の経過措置 | ①　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9．9平方メートル」とあるのは「6．6平方メートル」とする。  ②　施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9．9平方メートル」とあるのは「4．4平方メートル」とする。  ③　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第3の1の(2)の②のウの規定を適用する場合においては、「9．9平方メートル」とあるのは「3．3平方メートル」とする。  ④　平成24年4月1日において現に存していた障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものに対する第3の1の(2)の②のウの規定の適用については、当分の間、「9．9平方メートル」とあるのは、「4.95平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 | 平18厚令172  附則第17条  第1項  平18厚令172  附則第17条  第3項  平18厚令172  附則第17条の2 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| （４）ブザー又はこれに代わる設備の経過措置 | ①　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第3の1の(2)の②のキのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。  ② 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第3の1の(2)の②のキの規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 | 平18厚令172  附則第18条  平18厚令172  附則第18条の2 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| （５）廊下幅の経　　過措置 | ①　施行日において現に存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧中「1．5メートル」とあるのは「1．35メートル」とする。  ②　施行日において現に存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。  ③　施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第3の1の(2)の⑧の規定は、当分の間、適用しない。  ④ 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設等となるものについては、当分の間、第3の1の(2)の⑧の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。 | 平18厚令172  附則第19条第1項  平18厚令172  附則第19条  第2項  平18厚令172  附則第19条  第3項  平18厚令172  附則第20条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続きの説明及び同意 | （１）指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ている　か。  ◎解釈通知第３の３（１）  　指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。  なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。  また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、  ①　指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地  ②　指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容  ③　施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④　施設障害福祉サービスの提供開始年月日  ⑤　施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口を記載した書面を交付すること。  なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 法第44条第2項  平18厚令172  第7条第1項 | 重要事項説明書  利用契約書 | 最新の重要事項説明書の確認  実際使用されている物について確認  重要事項記載事項  運営規程の概要  従業者の勤務体制  事故発生時の対応  苦情処理の体制  第三者評価の実施状況  内容が運営規程と整合しているか  ※送迎加算を算定する場合は重要事項説明書に記載が必要 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | 平18厚令172  第7条第2項 | 重要事項説明書  利用契約書  その他利用者に交付した書面 |  | 適  否  該当なし |
| ２　契約支給量の報告等 | （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、契約支給量その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。  ◎解釈通知第３の３（２）  ①　契約支給量等の受給者証への記載  指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設等の設置者及びその施設の名称、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの内容、当該指定障害者支援施設等の設置者が当該利用者に提供する月当たりの施設障害福祉サービスの提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。  なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。 | 平18厚令172  第8条第1項 | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | 平18厚令172  第8条第2項 | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。  ◎解釈通知第３の３（２）  ③　市町村への報告  同条第3項は、指定障害者支援施設等は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令172  第8条第3項 | 契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令172  第8条第4項 | 受給者証の写し  契約内容報告書 |  | 適  否  該当なし |
| ３　提供拒否の禁止 | 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく施設障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第３の３（３）  指定障害者支援施設等は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、  ①　当該指定障害者支援施設等の利用定員を超える利用申込みがあった場合  ②　入院治療の必要がある場合  ③　当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。  なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援については、前年度の実績（就労定着者の割合）に応じて基本報酬が決定されるため、就労定着者の割合を高めるために、利用者を選別することは認められず、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けた障害者に対しては、原則としてサービスを提供しなければならないものである。また、正当な理由がなく、指定障害者支援施設等がサービスの提供を拒否した場合は、勧告、命令、取消等の対象となるとともに、市町村において、障害者に施設障害福祉サービスに係る支給決定を行う際には、指定障害者支援施設等には正当な理由がない限りサービスの提供を拒否できないことを十分に周知し、サービスの提供を拒否された場合には当該指定障害者支援施設等の連絡先を開示するなど、当該規定の違反があったことを把握できるようにすることが重要であること。 | 平18厚令172  第9条 | 適宜必要と認める資料 | 提供拒否事例の有無  □有  □無  有の場合の理由  ※ｻｰﾋﾞｽ提供困難時の対応も確認 | 適  否  該当なし |
| ４　連絡調整に対する協力 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | 平18厚令172  第10条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ５　サービス提供困難時の対応 | （１）指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定就労移行支援事業者、指定就労継続支援Ｂ型事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平18厚令172  第11条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 施設が行う日中ｻｰﾋﾞｽに係る提供拒否時の対応 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。 | 平18厚令172  第11条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 施設入所支援ｻｰﾋﾞｽの提供拒否の理由 | 適  否  該当なし |
| ６　受給資格の確認 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | 平18厚令172  第12条 | 受給者証の写し |  | 適  否  該当なし |
| ７　介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助 | （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 平18厚令172  第13条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 支給決定を受けていない者からの申込事例  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | 平18厚令172  第13条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８　心身の状況等の把握 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令172  第14条 | アセスメント記録  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| ９　指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めているか。 | 平18厚令172  第15条第1項 | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令172  第15条第2条 | 個別支援計画  ケース記録 |  | 適  否  該当なし |
| 10　身分を証する書類の携行 | 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。  ◎解釈通知第３の３（１０）  指定障害者支援施設等が、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)の利用に係る利用者(当該指定障害者支援施設等を退所し、居宅において引き続き自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を利用する者を含む。以下この第16条において同じ。)の居宅を訪問して、自立訓練(機能訓練)又は自立訓練(生活訓練)を行う場合には、利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、当該指定障害者支援施設等の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。  なお、この証書等には、当該指定障害者支援施設等の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 | 平18厚令172  第16条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 11　サービスの提供の記録 | （１）指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外に対して、施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を当該施設障害福祉サービスの提供の都度、記録しているか。  ◎解釈通知第３の３（１１）  ①　記録の時期  ア　基準第17条第1項は、利用者及び指定障害者支援施設等が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。  イ　基準第17条第2項は、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。 | 平18厚令172  第17条第1項 | サービス提供の記録 | 日中サービスのみ | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令172  第17条第2項 | サービス提供の記録 | 施設入所者 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。  ◎解釈通知第３の３（１１）  ②　利用者の確認  基準第17条第3項は、同条第1項及び第2項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。 | 平18厚令172  第17条第3 項 | サービス提供の記録 |  | 適  否  該当なし |
| 12　指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | （１）指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。  ◎解釈通知第３の３（１２）  指定障害者支援施設等は、基準第19条第1項から第4項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。  ①　施設障害福祉サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  ②　利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。 | 平18厚令172  第18条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。  （ただし、13の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りでない。） | 平18厚令172  第18条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 13　利用者負担額等の受領 | （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。  ◎解釈通知第３の３（１３）  ①　利用者負担額の受領  基準第19条第1項は、指定障害者支援施設等は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。  なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。 | 平18厚令172  第19条第1項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。  ◎解釈通知第３の３（１３）  ②　法定代理受領を行わない場合  同条第2項は、指定障害者支援施設等が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用(法第29条第1項に規定する特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。 | 平18厚令172  第19条第2項 | 請求書  領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けているか。  　　①　生活介護を行う場合　次のアからエまでに掲げる経費  　　　ア　食事の提供に要する費用  　　　　（次の（ア）又は（イ）に定めるところによる。以下同じ。）  （ア）食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  （イ）障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）の所得割の額を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  　　　イ　創作的活動にかかる材料費  　　　ウ　日用品費  　　　エ　アからウのほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ②　自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型を行う場合　次のアからウまでに掲げる経費  　　ア　食事の提供に要する費用  　　イ　日用品費  ウ　ア及びイのほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ③　施設入所支援を行う場合　次のアからオまでに掲げる経費  ア　食事の提供に要する費用及び光熱水費（特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、施行令第21条第1項第1号に規定する食事等の費用基準額（当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額）を限度とする。）  イ　平成18年厚生労働省告示第541号「厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準」に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらの準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用。  　ウ　被服費  　　エ　日用品費  オ　アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの  ◎解釈通知第３の３（１３）  ③ その他受領が可能な費用の範囲  同条第3項は、指定障害者支援施設等は、前2項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。  ア　生活介護を行う場合  (Ⅰ)　食事の提供に要する費用  (Ⅱ)　創作的活動に係る材料  (Ⅲ)　日用品費  (Ⅳ)　その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの  イ　自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合  (Ⅰ)　食事の提供に要する費用  (Ⅱ)　日用品費  (Ⅲ)　その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの  ウ　施設入所支援を行う場合  (Ⅰ)　食事の提供に要する費用及び光熱水費  (Ⅱ)　利用者が選定する特別な居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用  (Ⅲ)　被服費  (Ⅳ)　日用品費  (Ⅴ)　その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの  なお、アの(Ⅳ)、イの(Ⅲ)及びウの(Ⅴ)の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平成18年12月6日付け障発第1206002号当職通知)によるものとする。 | 平18厚令172  第19条第3項  平18厚令172  第19条第3項  第1号  平18厚令172  第19条第4項  平18厚告545  二のイ  平18政令10  第17条  第1～4号 | 請求書  領収書 | 具体的な範囲は「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成18年12月６日障発第1206002 号当職通知）」  「食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年9月29日厚生労働省告示第545号）」  その他利用料の内容  食費  材料費  日用品費  室料  食事提供体制加算の有無  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、(1)から(3)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | 平18厚令172  第19条第5項 | 領収書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定障害者支援施設等は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | 平18厚令172  第19条第6項 | 重要事項説明書 |  | 適  否  該当なし |
| 14　利用者負担額に係る管理 | （１）指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  　　この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | 平18厚令172  第20条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受けるものを除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。  　　この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 |  |  |  | 適  否  該当なし |
| 15　介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等 | （１）指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しているか。 | 平18厚令172  第21条第1項 | 通知の写し |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 平18厚令172  第21条第2項 | サービス提供証明書の写し |  | 適  否  該当なし |
| 16　施設障害福祉サービスの取扱方針 | （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。  ◎解釈通知第３の３（１６）  ①　基準第22条第2項に規定する支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。 | 平18厚令172  第22条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 平18厚令172  第22条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  ◎解釈通知第３の３（１６）  ②　同条第3項は、指定障害者支援施設等は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。 | 平18厚令172  第22条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 第三者評価実施  有  無  年　月　日 | 適  否  該当なし |
| 17　施設障害福祉サービス計画の作成等 | （１）指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（施設障害福祉サービス計画）の作成に関する業務を担当させているか。  ◎解釈通知第３の３（１７）  ①　基準第23条においては、サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。  施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。  また、施設障害福祉サービス計画は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | 平18厚令172  第23条第1項 | 個別支援計画  サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | 未作成減算あり | 適  否  該当なし |
|  | （２）サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  ◎解釈通知第３の３（１７）  ②　サービス管理責任者の役割  サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。  ア　利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること  イ　当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること  ウ　利用者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること  エ　当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は、昼間、生活介護又は就労継続支援B型を利用するものにあっては少なくとも6月に1回以上、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を利用するものにあっては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。)を行うこと | 平18厚令172  第23条第2項 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  　　この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | 平18厚令172  第23条第3項 | アセスメントを実施したことが分かる記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しているか。  　　この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | 平18厚令172  第23条第4項 | 個別支援計画の原案  他サービスとの連携状況が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めているか。 | 平18厚令172  第23条第5項 | サービス担当者会議の記録 | テレビ電話装置等の活用可 | 適  否  該当なし |
|  | （６）サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | 平18厚令172  第23条第6項 | 個別支援計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しているか。 | 平18厚令172  第23条第7項 | 入所者に交付した記録  個別支援計画 |  | 適  否  該当なし |
|  | （８）サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行っているか。 | 平18厚令172  第23条第8項 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （９）サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  　　①　定期的に利用者に面接すること。  　　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | 平18厚令172  第23条第9項 | モニタリング記録  面接記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （10）施設障害福祉サービス計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令172  第23条第10  項 | (2)から(7)に掲げる確認資料 |  | 適  否  該当なし |
| 18　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  　②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。  　③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 | 平18厚令172  第24条 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録  サービス提供の記録  他の従業者に指導及び助言した記録 | 代表者 | 適  否  該当なし |
| 19　相談等 | （１）指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（１９）  ①　基準第25条第1項は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。 | 平18厚令172  第25条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、利用者が、当該指定障害者支援施設等以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しているか。  ◎解釈通知第３の３（１９）  ②　同条第2項は、利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者と外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。 | 平18厚令172  第25条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 施設外の日中サービス利用者  有  無 | 適  否  該当なし |
| 20　介護 | （１）介護は、利用者の心身の状況に応じ、利者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２０）  ①　施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。 | 平18厚令172  第26条第1項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしているか。 | 平18厚令172  第26条第2項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 | 入浴頻度  回／週  清拭頻度  回／週 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行なっているか。 | 平18厚令172  第26条第3項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 | ＜排泄介助の状況＞  自立  　人  トイレ誘導  　人  ポータブル  　人  おむつ  　人  　おむつ交換回数　回 | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。  ◎解釈通知第３の３（２０）  ③　利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。 | 平18厚令172  第26条第4項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | 平18厚令172  第26条第5項 | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。  ◎解釈通知第３の３（２０）  ⑤　基準第26条第6項に規定する「常に1人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。  また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組むものとする。 | 平18厚令172  第26条第6項 | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | 平18厚令172  第26条第7項 | 従業者名簿  雇用契約書  個別支援計画サービス提供の記録  業務日誌等 |  | 適  否  該当なし |
| 21　訓練 | （１）指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２１）  ①　基準第27条第2項に定める訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。  また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。  なお、指定障害者支援施設等が提供する就労移行支援は一般就労を希望する利用者に対し、生産活動、職場体験、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う一般就労を目的とした施設障害福祉サービスであることから、一般就労移行後には当該利用者が自ら雇用された通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならないこと。 | 平18厚令172  第27条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 訓練の実施内容  ・  ・  ・  ・ | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。 | 平18厚令172  第27条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 一般就労を希望する利用者  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させているか。  ◎解釈通知第３の３（２１）  ②　同条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。 | 平18厚令172  第27条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。 | 平18厚令172  第27条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 22　生産活動 | （１）指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めているか。  ◎解釈通知第３の３（２２）  ①　生産活動の内容(基準第28条第1項)  生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。 | 平18厚令172  第28条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 生産活動の内容  ・  ・  ・  ・ | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。  ◎解釈通知第３の３（２２）  ②　生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮(基準第28条第2項)  指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。 | 平18厚令172  第28条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２２）  ③　障害特性を踏まえた工夫(基準第28条第3項)  指定障害者支援施設等は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。 | 平18厚令172  第28条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３（２２）  ④　生産活動の安全管理(基準第28条第4項)  指定障害者支援施設等は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。 | 平18厚令172  第28条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 23　工賃の支払等 | （１）指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  ◎解釈通知第３の３（２３）  指定障害者支援施設等は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。  指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、3,000円を下回るものとしてはならないこと。  ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。  なお、都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。  また、指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。  なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。  なお、この場合の指定障害者支援施設等における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」(平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設等の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。 | 平18厚令172  第29条第1項 | 工賃支払記録  工賃支給規程  就労支援事業に関する会計書類（出納簿等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、（１）の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（工賃の平均額）を、3000円を下回るものとしていないか。 | 平18厚令172  第29条第2項 | 工賃平均額が分かる書類（１年間の工賃支払総額、１か月の工賃支払対象者延べ人数等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めているか。 | 平18厚令172  第29条第3項 | 工賃の水準を高めることに努めていることが分かる書類（ケース記録等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しているか。 | 平18厚令172  第29条第4項 | 工賃の目標水準を設定した根拠が分かる書類（工賃支給規程、工賃向上計画書等）  利用者への工賃通知の控え  都道府県への報告書 |  | 適  否  該当なし |
| 24　実習の実施 | （１）指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しているか。 | 平18厚令172  第30条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受け入れ先の確保に努めているか。  ◎解釈通知第３の３（２４）  実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。  なお、実習時において、指定障害者支援施設等における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。 | 平18厚令172  第30条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、（１）及び（２）の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めているか。 | 平18厚令172  第30条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 25　求職活動の支援等の実施 | （１）指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しているか。 | 平18厚令172  第31条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めているか。 | 平18厚令172  第31条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めているか。 | 平18厚令172  第31条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 26　職場等への定着のための支援の実施 | （１）指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しているか。  ◎解釈通知第３の３（２６）  指定障害者支援施設等は、当該施設障害福祉サービスを受けて、企業等に新たに雇用された利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行うこと。  また、当該障害者に就労定着支援に係る利用の意向を確認し、希望があるとき、当該指定障害者支援施設等において一体的に指定就労定着支援事業を実施している場合には、当該指定障害者支援施設等は就職後６月経過後に円滑な就労定着支援の利用が開始できるよう、当該指定就労定着支援事業者、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。当該指定障害者支援施設等において指定就労定着支援事業を実施していない場合には、指定特定計画相談支援事業者その他関係機関との連絡調整を図った上で、当該指定障害者支援施設等以外が実施する指定就労定着支援事業者による職場への定着のための支援に繋げるよう努めること。  なお、就労定着支援に係る利用の希望がない場合においても、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、指定特定計画相談支援事業者等と必要な調整に努めること。 | 平18厚令172  第32条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 就職事例ある場合の継続支援の内容 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、就労継続支援Ｂ型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | 平18厚令172  第32条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 企業等に新たに雇用された利用者  有  無  相談支援の内容 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第一項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同令第206条の3第項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。 | 平18厚令172  第32条第3項 |  |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。 | 平18厚令172  第32条第4項 |  |  | 適  否  該当なし |
| 27　就職状況の報告 | 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県知事に報告しているか。  ◎解釈通知第３の３（２７）  指定障害者支援施設等は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。)に報告しなければならないこと。 | 平18厚令172  第33条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 28　食事 | （１）指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んでいないか。  ◎解釈通知第３の３（２８）  ①　基準第34条第1項に規定する「正当な理由」とは、  ア　明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合  イ　利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事  を求められた場合  等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。 | 平18厚令172  第34条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供にあたり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用について説明を行い、その同意を得ているか。 | 平18厚令172  第34条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２８）  ②　栄養管理等  食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設等において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。  なお、指定障害者支援施設等における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。  また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設等は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。 | 平18厚令172  第34条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 献立の決め方確認  委託  有  無  委託内容 | 適  否  該当なし |
|  | （４）調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。  ◎解釈通知第３の３（２８）  ③　食事の内容  利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとすること。  ④　調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器  その他の設備の衛生管理に努めること(「食品衛生監視票について」(平成16年4月1日付け食安発第0401001号)別添の食品衛生監視票の監視項目参照)。 | 平18厚令172  第34条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | 平18厚令172  第34条第5項 | 適宜必要と認める資料 | 保健所との連携内容 | 適  否  該当なし |
| 29　社会生活上の便宜の供与等 | （１）指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。  ◎解釈通知第３の３（２９）  ①　基準第35条第1項は、指定障害者支援施設等は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。 | 平18厚令172  第35条第1項 | 適宜必要と認める資料 | ﾚｸﾘｪｰｼｮﾝ、行事の内容  （年間計画等） | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。  ◎解釈通知第３の３（２９）  ②　同条第2項は、指定障害者支援施設等は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。 | 平18厚令172  第35条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 代行手続内容  金銭に係るものの事前同意と事後確認 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  ◎解釈通知第３の３（２９）  ③　同条第3項は、指定障害者支援施設等は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設等が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならないこととするものである。  また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものとするよう努めなければならないこととするものである。 | 平18厚令172  第35条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 家族との連携や交流内容 | 適  否  該当なし |
| 30　健康管理 | （１）指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３（３０）  ①　基準第36条第1項は、利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。 | 平18厚令172  第36条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 健康管理内容 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期に健康診断を行っているか。  ◎解釈通知第３の３（３０）  ②　同条第2項は、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握する必要がある。 | 平18厚令172  第36条第2項 | 適宜必要と認める資料 | 健康診断状況 | 適  否  該当なし |
| 31　緊急時等の対応 | 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令172  第37条 | 緊急時対応マニュアル  ケース記録  事故等の対応記録 | 事例  有  無 | 適  否  該当なし |
| 32　施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い | 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしているか。  ◎解釈通知第３の３（３２）  ①　「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。  ②　「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。  ③　「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。  なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。  ④　利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。 | 平18厚令172  第38条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 33　給付金として支払を受けた金銭の管理 | 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る平成23年厚生労働省告示第378号「厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払いを受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。  ①　当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者にかかる金銭」という）をその他の財産と区分すること。  ②　利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。  ③　利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。  ④　当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者にかかる金銭を当該利用者に取得させること。 | 平18厚令172  第38条の2  平23厚告378 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 34　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | 平18厚令172  第39条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 35　管理者による管理等 | （１）指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | 平18厚令172  第40条第1項 | 勤務実績表  出席簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  従業員の資格証  管理者の雇用形態が分かる書類 | 管理者名  兼務状況 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。 | 平18厚令172  第40条第2項 | 業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者に第2から第4を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 平18厚令172  第40条第3項 | 従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等） |  | 適  否  該当なし |
| 36　運営規程 | 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針  ②　提供する施設障害福祉サービスの種類  ③　従業者の職種、員数及び職務の内容  ④　昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  ⑤　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員  ⑥　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑦　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域  ⑧　サービスの利用に当たっての留意事項  ⑨　緊急時等における対応方法  ⑩　非常災害対策  ⑪　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑫　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑬　その他運営に関する重要事項  ◎解釈通知第３の３（３５）  (35) 運営規程(基準第41条)  指定障害者支援施設等の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、同条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設等ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。  ①　従業者の職種、員数及び職務の内容（基準第41条第3号）  従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準第４条及び５条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（基準第７条に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）。  ②　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員(基準第41条第5号)  利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとすること。  ア　昼間実施サービス  同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  イ　施設入所支援  施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。  ③　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額(基準第41条第6号)「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第19条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。  ④　昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域(基準第41条第7号)  指定障害者支援施設等が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとすること。なお、指定障害者支援施設等へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設等が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。  　⑤　サービス利用に当たっての留意事項(基準第41条第8号)  利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項(入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等)を指すものであること。  　⑥　非常災害対策(基準第41条第10号)  基準第44条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。  　⑦　提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類(基準第41条第11号)  　　　指定障害者支援施設等は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。  なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。  　⑧　虐待の防止のための措置に関する事項(基準第41条第12号  　　)  「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)において、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設等においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  ア　虐待の防止に関する責任者の選定  イ　成年後見制度の利用支援  ウ　苦情解決体制の整備  エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画など)  オ　基準第54条の２第１項に規定する虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）の設置等に関すること  等を指すものであること。  　⑨　その他運営に関する事項(基準第41条第13号)  利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。  また、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の２の（１）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。 | 平18厚令172  第41条 | 運営規程 | 変更がある場合は変更届けが提出されているか（人員のみなら４月１日で可）  虐待別項目 | 適  否  該当なし |
| 37　勤務体制の確保等 | （１）指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。  ◎解釈通知第３の３（３６）  ①　基準第42条第1項は、指定障害者支援施設等ごとに、原則として月ごとの勤務表(従業員の勤務体制を生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。 | 平18厚令172  第42条第1項 | 従業者の勤務表 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しているか。  　　（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）  ◎解釈通知第３の３（３６）  ②　同条第2項は、指定障害者支援施設等は原則として、当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 | 平18厚令172  第42条第2項 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  ◎解釈通知第３の３（３６）  ③　同条第3項は、指定障害者支援施設等の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。 | 平18厚令172  第42条第3項 | 研修計画、研修実施記録 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。  ◎解釈通知第３の３（３６）  ④　同条第４項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の２第１項の規定に基づき、指定障害者支援施設等には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容及び指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。  ア　指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的内容  指定障害者支援施設等が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和２年厚生労働省告示第５号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。  ａ　指定障害者支援施設等の方針等の明確化及びその周知・啓発  職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。  ｂ　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。  なお、パワーハラスメント防止のための指定障害者支援施設等の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）附則第３条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の２第１項の規定により、中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。  イ　指定障害者支援施設等が講じることが望ましい取組について  パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。 | 平18厚令172  第42条第4項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 37-2　業務継続計画の策定等 | （１）指定障害者支援施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。  ◎解釈通知第３の３（３７）  ① 基準第42条の２は、指定障害者支援施設等は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第42条の２に基づき指定障害者支援施設等に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第10号。以下「令和３年改正省令」という。）附則第３条において、３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31日までの間は、努力義務とされている。 | 平18厚令172  第42条の2第1項 | 適宜必要と認める資料 | 令和６年３月３１日まで努力義務  業務継続計画  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。  ◎解釈通知第３の３（３７）  ②　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  ａ　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）  ｂ　初動対応  ｃ　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  イ　災害に係る業務継続計画  ａ　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  ｂ　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  ｃ　他施設及び地域との連携 | 平18厚令172  第42条の2第2項 | 適宜必要と認める資料 | 年１回以上の研修  有  無  年１回以上の訓練  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  ◎解釈通知第３の３（３７）  ③　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  ④　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年２回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令172  第42条の2第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 38　定員の遵守 | 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行っていないか。  　ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  ◎解釈通知第３の３（３８）  利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設等が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設等において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。  ①　昼間実施サービス  ア　1日当たりの利用者の数  (Ⅰ)　利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合  1日当たりの利用者の数(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。((Ⅱ)及びイにおいて同じ。)が、利用定員(複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に150％を乗じて得た数以下となっていること。  (Ⅱ)　利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合  1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125％を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること  イ　過去3月間の利用者の数  過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となっていること。  ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。  ②　施設入所支援  ア　1日当たりの利用者の数  (Ⅰ)　利用定員50人以下の指定障害者支援施設等の場合  1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。)が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。)に110％を乗じて得た数以下となっていること。  (Ⅱ)　利用定員51人以上の指定障害者支援施設等の場合  1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105％を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。  イ　過去3月間の利用者の数  過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105％を乗じて得た数以下となっていること。 | 平18厚令172  第43条 | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） |  | 適  否  該当なし |
| 39　非常災害対策 | （１）指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。  ◎解釈通知第３の３（３９）  ①　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものであ  る。  ②　「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。  ③　「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ④　「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 平18厚令172  第44条第1項 | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）  運営規程  通報・連絡体制  消防用設備点検の記録 | 計画  有  無  医療機関への通報・連絡体制確認  従業者への周知状況 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | 平18厚令172  第44条第2項 | 避難訓練の記録  消防署への届出 | 消防法施行規則第３条第10項  年２回以上の訓練実施 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。  ◎解釈通知第３の３（３９）  ⑤　基準第44条第３項は、指定障害者支援施設等が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | 平18厚令172  第44条第3項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 40　衛生管理等 | （１）指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | 平18厚令172  第45条第1項 | 衛生管理に関する書類 | 調理施設の衛生管理方法確認  浴槽の消毒や検査状況 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  ①　当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③　当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  ◎解釈通知第３の３（４０）  指定障害者支援施設等は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものである。  ①　基準第45条第２項に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。  ア　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、入所者の状況など指定障害者支援施設等の状況に応じ、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定障害者支援施設等の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。感染対策担当者は看護師であることが望ましい。  また、指定障害者支援施設等外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。  イ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針  指定障害者支援施設等における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、指定障害者支援施設等内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における指定障害者支援施設等内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。  ウ　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修  従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設等における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定障害者支援施設等が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、指定障害者支援施設等の指針が周知されるようにする必要がある。  また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定障害者支援施設等内で行うものでも差し支えなく、当該指定障害者支援施設等の実態に応じ行うこと。  エ　感染症の予防及びまん延の防止のための訓練  平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定障害者支援施設等内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | 平18厚令172  第45条第2項 | 衛生管理に関する書類 | 令和６年３月３１日までは努力義務  おおむね３ヶ月に１回の感染対策委員会の開催  有  無  指針の整備  有  無  年間２回以上の研修  有  無  年間２回以上の訓練  有  無  従業者の健康診断  実施状況  入浴ｻｰﾋﾞｽの有無  有  無  有の場合、浴槽の消毒・検査状況 | 適  否  該当なし |
| 41　協力医療機関等 | （１）指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | 平18厚令172  第46条第1項 | 適宜必要と認める資料 | 協力医療機関名  協力歯科医療機関名 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 平18厚令172  第46条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 42　掲示 | （１）指定障害者支援施設等は、指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 平18厚令172  第47条第1項 | 施設の掲示物 | 苦情対応方法・利用料の掲示もあるか  ※利用料はH18. 9.29厚告545参照 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設等に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。  ◎解釈通知第３の３（４２）  ①　基準第47条第１項は、指定障害者支援施設等は、運営規程の  概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定障害者支援施設等の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。  ア　指定障害者支援施設等の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。  ②　同条第２項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該障害者支援施設等に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 | 平18厚令172  第47条第2項 | 施設の掲示物 |  | 適  否  該当なし |
| 43　秘密保持等 | （１）指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 平18厚令172  第49条第1項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３（４２）  ②　同条第2項は、指定障害者支援施設等に対して、過去に当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。 | 平18厚令172  第49条第2項 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | 平18厚令172  第49条第3項 | 個人情報同意書 |  | 適  否  該当なし |
| 44　情報の提供等 | （１）指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | 平18厚令172  第50条第1項 | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | 平18厚令172  第50条第2項 | 事業者のＨＰ画面・パンフレット |  | 適  否  該当なし |
| 45　利益供与等の禁止 | （１）指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 平18厚令172  第51条第1項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  ◎解釈通知第３の３（４５）  ③　施設障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者が自ら施設障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものである。このため、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を指定障害者支援施設等は行ってはならない。具体的には、「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与すること」、「施設障害福祉サービスの利用開始（利用後一定期間経過後も含む）に伴い利用者に祝い金を授与すること」、「利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行うこと」など、おおよそ施設障害福祉サービスのサービス内容には含まれないと考えられる内容があげられる。 | 平18厚令172  第51条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 46　苦情解決 | （１）指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ◎解釈通知第３の３（４６）  ①　基準第52条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。 | 平18厚令172  第52条第1項 | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | 苦情対応マニュアル  有  無  重要事項説明書への記載  有  無  掲示  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ◎解釈通知第３の３（４６）  ②　同条第2項は、苦情に対し指定障害者支援施設等が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定障害者支援施設等が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。  また、指定障害者支援施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 | 平18厚令172  第52条第2項 | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っている　か。 | 平18厚令172  第52条第3項 | 市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令172  第52条第4項 | 都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 平18厚令172  第52条第5項 | 都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （６）指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 | 平18厚令172  第52条第6項 | 都道府県等への報告書 |  | 適  否  該当なし |
|  | （７）指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平18厚令172  第52条第7項 | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 |  | 適  否  該当なし |
| 47　事故発生時の対応 | （１）指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 | 平18厚令172  第54条第1項 | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | マニュアル  有  無  具体的な内容とされているか  従業者への周知  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | 平18厚令172  第54条第2項 | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | 事例  有  無  記録  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  ◎解釈通知第３の３（４８）  利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。  このほか、以下の点に留意するものとする。  ①　指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。  また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。  ②　指定障害者支援施設等は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。  ③　指定障害者支援施設等は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。 | 平18厚令172  第54条第3項 | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | 賠償保険加入  有  無 | 適  否  該当なし |
| 48　会計の区分 | 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平18厚令172  第55条 | 収支予算書・決算書等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
| 49　身体拘束等の禁止 | （１）指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  ◎解釈通知第３の３（４３）  ①　基準第48条第１項及び第２項は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 | 平18厚令172  第48条第1項 | 個別支援計画  身体拘束等に関する書類 | 拘束事例  有  無  有の場合記録  有  無  身体拘束廃止未実施減算あり（記録以外は令和５年４月１日から適用） | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令172  第48条第2項 | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  ◎解釈通知第３の３（４３）  ②　同条第３項第１号の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、医師、看護職員、生活支援員、サービス管理責任者）により構成する。構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の活用が考えられる。また、施設単位でなく、法人単位での委会設置も可能であるため、施設の規模に応じた対応を検討すること。  なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。  指定障害者支援施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。  身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。  ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ　従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ　身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ　事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ　適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。  ③　同条同項第２号の指定障害者支援施設が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。  ア　施設における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ　身体拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ　施設内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針  ④　同条同項第３号の従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定障害者支援施設における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。  職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定障害者支援施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。  また、研修の実施内容について記録することが必要である。  なお、研修の実施に当たっては、施設内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | 平18厚令172  第48条第3項 | 適宜必要と認める資料 | 令和４年３月３１日まで努力義務  少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催  有  無  指針の整備  有  無  年間１回以上の研修  有  無 | 適  否  該当なし |
| 50　地域との連携等 | 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 平18厚令172  第53条 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 51　記録の整備 | （１）指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | 平18厚令172  第56条第1項 | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しているか。  ①　サービスの提供の記録  ②　施設障害福祉サービス計画  ③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　身体拘束等の記録  ⑤　苦情の内容等の記録  ⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ◎解釈通知第３の３（５１）  指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、基準第56条第２項により、指定障害者支援施設等は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該サービスを提供した日から、少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたものである。  ①　施設障害福祉サービスに関する記録  ア　基準第17条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録  イ　基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計  　画  ウ　基準第48条第2項に規定する身体拘束等の記録  エ　基準第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録  オ　基準第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ②　基準第39条に規定する市町村への通知に係る記録 | 平18厚令172  第56条第2項 | 左記①から⑥までの書類 |  | 適  否  該当なし |
| 54　電磁的記録等  【共通】 | （１）指定障害者支援施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（２の（１）の受給者証記載事項又は６の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び（２）に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。 | 平18厚令172  第57条第1項 | 電磁的記録簿冊 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）指定障害者支援施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。 | 平18厚令172  第57条第2項 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第５　変更の届出等 | 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他施行規則第34条の26で定める事項に変更があったときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。 | 法第46条第3項  施行規則第34  条の26 | 適宜必要と認める資料 |  | 適  否  該当なし |
| 第６　介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い  ○　基本事項 | （１）施設入所支援に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第9により算定する単位数に、平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし、その額が現に当該施設入所支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に施設入所支援に要した費用の額となっているか。） | 平18厚告523  の一  平18厚告539  法第29条第3項 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （２）(1)の規定により、指定障害福祉サービス等に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。 | 平18厚告523の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| １　施設入所支援サービス費 | （１）施設入所支援サービス費については、次の①から③までのいずれかに該当する利用者に対して、指定施設入所支援等を行った場合に、利用定員及び障害支援区分(障害支援区分1から6までのいずれにも該当しない者又は障害支援区分の判定を行っていない者にあっては、「区分2以下」)に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の指定施設入所支援等の単位（指定施設入所支援等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  ①　区分4（50歳以上の者にあっては、区分3）以上に該当する者  ②　指定自立訓練（機能訓練）等、指定自立訓練（生活訓練）等（指定宿泊型自立訓練を除く）、指定就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型等（指定自立訓練等）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況、その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者  ③　平成18年厚生労働省告示第556号の二に定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であって、区分3（50歳以上の者にあっては区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等若しくは指定就労継続支援Ａ型等を受ける者  ◎留意事項通知第２の２(９)  ①　施設入所支援の対象者について  施設入所支援については、次の(一)から(六)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。  (一)　50歳未満の利用者である場合 区分４以上  (二)　50歳以上の利用者である場合 区分３以上  (三)　自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援Ｂ型（指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、就労継続支援Ｂ型と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者に限る。）を受ける者であって、入所によって訓練等を実施することが必要かつ効果的であるもの又は通所によって訓練等を受けることが困難なもの  (四)　特定旧法指定施設（法附則第21条第１項に規定する特定旧法施設をいう。以下同じ。）に入所した者であり継続して指定障害者支援施設等に入所している者又は当該施設を退所後に再度入所する者  (五)　区分３以下（50歳未満の利用者である場合は区分２以下）であって、指定特定相談支援事業所によるサービス等利用計画の作成の手続きを経て、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって介護等を受けることが困難として、生活介護と施設入所支援の組み合わせが必要と市町村が認めた者  (六)　第556号告示第５号に規定する者  ②　施設入所支援サービス費の区分について  施設入所支援サービス費については、入所者の障害支援区分及び施設の定員規模に応じ、算定する。  なお、①の(三)又は(四)に該当する者であって、訓練等給付のうち自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型又は就労継続支援Ｂ型を利用する者については、障害支援区分の判定を行い、区分が３以上に該当する者については、当該障害支援区分に応じた施設入所支援サービス費を算定して差し支えないものとする。 | 平18厚告523  別表第9の1の  注1  平18厚告556  の二 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 支給決定状況 | 適  否  該当なし |
|  | （２）経過的施設入所支援サービス費については、平成18年厚生労働省告示第556号の五に定める者に対して、平成18年厚生労働省告示第551号の九のイに定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、令和4年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定しているか。  ◎厚生労働大臣が定める者（平成18年厚生労働省告示第556号）５  平成24年3月31日において現に存していた旧児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)(通所のみによる利用に係るものを除く。)に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者  ◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第９号イ  旧指定障害者支援施設基準第4条の2の規定により、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設であること。 | 平18厚告523  別表第9の1  の注2  平18厚告556  の五  平18厚告551  の九のイ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  ①　利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の四のイ又はロの表の上欄に定める基準に該当する場合　同表下欄に定める割合になっているか。  ◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）の４のイ  　厚生労働大臣が定める利用者の数の基準  　　指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)の過去3月間の指定施設入所支援等の利用者の数の平均値が、指定障害者支援施設基準第41条に規定する運営規程に定められている利用定員(以下この項において「利用定員」という。)の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合又は次の(1)若しくは(2)に該当する場合  (1)　利用定員が50人以下の指定障害者支援施設等  1日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合  (2)　利用定員が51人以上の指定障害者支援施設等  1日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合  厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  100分の70  ◎厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合（平成18年厚生労働省告示第550号）の４のロ  　厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準  　　指定障害者支援施設基準の規定により、指定障害者支援施設等(指定障害者支援施設基準第4条の2の規定により、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号及び第6号の基準を満たしているとみなされた指定障害者支援施設を除く。)に置くべき生活支援員の員数を満たしていないこと。  厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合  100分の95 | 平18厚告523  別表第9の1  の注3  平18厚告550  の四 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 定員超過減算  夜勤職員欠如減算  別添の留意事項通知通則参照  利用者数の確認状況  該当の場合減算請求  有  無 | 適  否  該当なし |
|  | ②　指定施設入所支援等の提供に当たって、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合になっているか。  　　ア　作成されていない期間が３月未満の場合　　100分の70  　　イ　作成されていない期間が３月以上の場合　　100分の50 |  | 個別支援計画未作成減算  別添の留意事項通知通則参照 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を減算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ③　施設入所支援サービス費の栄養士の配置について  施設入所支援サービス費については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定による労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を配置している場合については、配置されているものとして取り扱うこと。なお、調理業務の委託先のみ管理栄養士等が配置されている場合は、減算の対象となること。 | 平18厚告523  別表第9の1  の注4 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 管理栄養士名  常勤  非常勤  栄養士名  常勤  非常勤 | 適  否  該当なし |
|  | （５）指定障害者支援施設基準第48条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、同項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。 | 平18厚告523  別表第9の1  の注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 身体拘束廃止未実施減算  別添の留意事項通知通則参照  身体拘束事例ありの場合  ◆記録  有  無  以下令和5年3月31日まで経過措置  ◇少なくとも１年に１回の身体拘束適正化検討委員会の開催  有  無  ◇指針の整備  有  無  ◇年間１回以上の研修  有  無 | 適  否  該当なし |
| ２　夜勤職員配置体制加算 | 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のロに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、当該指定入所支援等の単位の利用定員に応じ、1日につき所定単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設等の指定施設入所支援の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ④　夜勤職員配置体制加算の取扱いについて  報酬告示第９の２の夜勤職員配置体制加算の取扱いは、以下の(一)から(三)のいずれかの夜勤職員の配置基準を満たす場合に、都道府県知事に届け出ている利用定員の区分に応じて加算が算定できるものとする。  (一)　前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場  　　　合  夜勤２人以上  (二)　前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場  　　　合  夜勤３人以上  (三)　前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  夜勤３人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに１人を加えて得た数以上 | 平18厚告523  別表第9の2  の注  平18厚告551  の三のロ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ３　重度障害者支援加算 | （１）重度障害者支援加算(Ⅰ) については、医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者又はこれに準ずる者が利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。)の数の合計数の100分の20以上であって、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号に掲げる看護職員又は生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑤　重度障害者支援加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第９の３のイの重度障害者支援加算(Ⅰ)については、昼間、生活介護を受ける利用者に対する支援が１日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員配置に加えて、常勤換算方法で１人以上の従業者を確保した場合に、指定障害者支援施設等ごと（サービス提供単位を複数設置している場合にあっては当該サービス提供単位ごと）に生活介護に係る全ての利用者について加算するものである。なお、報酬告示第９の３の注１中「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」とは、医師意見書における特別な医療に係る項目（当分の間、「褥瘡の処置」及び「疼痛の看護」を含める取扱いとする。）中、いずれか１つ以上に該当する者とする。なお、「これに準ずる者」とは、「医師意見書により特別な医療が必要であるとされる者」以外の者であって、経管栄養（腸ろうによる経管栄養又は経鼻経管栄養に限る。）を必要とする者とする。 | 平18厚告523  別表第9の3  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 算定は生活介護を受ける者に限る | 適  否  該当なし |
|  | （２）重度障害者支援加算(Ⅰ)が算定されている指定障害者支援施設等であって、区分6に該当し、かつ、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理が必要な者又は重症心身障害者が2人以上利用しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数を加算する。 | 平18厚告523  別表第9の3  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）重度障害者支援加算（Ⅱ）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。  ◎留意事項通知第２の２(９)  (二)　報酬告示第９の３のロの重度障害者支援加算(Ⅱ)については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者（以下「実践研修修了者」という。）により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし強度行動障害を有する者が入所していない場合は算定しない。  さらに、利用者に対する支援が１日を通じて適切に確保されるよう、指定障害者支援施設基準に規定する人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加えて、基礎研修修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を行う。  体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。  なお、支援計画シート等については、対象となる利用者に対して関係者間で必要な情報を共有し、一貫性のある支援を行うために、１日の活動の支援に係る支援計画シート等の作成が適切に行われるよう留意すること。  個別の支援の評価については、基礎研修修了者１人の配置につき利用者５人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、施設入所支援の従事者として４時間程度は従事する必要があることに留意すること。  なお、報酬告示第９の３の注３中「厚生労働大臣が定める施設基準」第３号のハの(１)の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543号告示第22号の規定により準用する第４号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。 | 平18厚告523  別表第9の3  の注3  平18厚告551  の三のハ | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （４）重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者(当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。)に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等を行った場合に、更に1日につき所定単位数に所定単位数を加算する。  ◎留意事項通知第２の２(９)  (三)　重度障害者支援加算(Ⅱ)については、当該加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、施設入所支援の提供を行った場合にさらに500単位を加算することができることとしているが、これは重度の行動障害を有する者が、入所の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  (四)　重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している指定障害者支援施設等において、重度障害者支援加算(Ⅱ)は算定できないものであること。また、重度障害者支援加算(Ⅱ)は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。 | 平18厚告523  別表第9の3  の注4  平18厚告551  の三のニ  平18厚告548  の十三 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （５）(4)の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間について、更に1日につき所定単位数を加算する。 | 平18厚告523  別表第9の3  の注5 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ４　夜間看護体制加算 | 2の夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員（3の重度障害者支援加算（Ⅰ）の算定対象となる看護職員を除く。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑥　夜間看護体制加算の取扱いについて  報酬告示第９の４の夜間看護体制加算については、施設入所支援を提供する時間帯を通じ、看護職員（保健師、看護師又は准看護師をいう。）を１以上配置する体制を確保している場合に、昼間生活介護を受けている利用者について加算の算定ができるものであること。  なお、原則として毎日夜間看護体制を確保していることを評価するものであり、通常は夜間看護体制を取っていない施設において不定期に看護職員が夜勤を行う場合は算定できない。 | 平18厚告523  別表第9の4  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 日中に生活介護を受けている入所者のみ  原則毎日看護体制が敷かれている | 適  否  該当なし |
| ４の２　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 | 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数(重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑦　視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて  報酬告示第９の４の２の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、２の(６)の⑥の(一)及び(三)の規定を準用する。  また、「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者」については、当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて算定要件（全利用者の100分の30が視覚障害者等）に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  なお、昼間実施サービスにおいて本加算を算定している場合であっても施設入所支援として本加算を算定できるが、この場合、昼間実施サービスにおいて配置されている従業者に加え、施設入所支援の従業者として加配することが必要である。 | 平18厚告523  別表第9の4 の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数  　人  当該指定施設入所支援等の利用者の数×30/100  　人  専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者  　人 | 適  否  該当なし |
| ５　入所時特別支援加算 | 新たに入所者を受け入れた日から起算して30日以内の期間において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑧　入所時特別支援加算の取扱いについて  報酬告示第９の５の入所時特別支援加算の取扱いについ　ては、以下のとおりとする。  (一)　入所者については、指定障害者支援施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるために様々な支援を必要とすることから、入所日から30日間に限って、１日につき30単位を加算することとする。  (二)　入所時特別支援加算は、日中活動サービスの初期加算　に相当する加算である。  (三)　初期加算に係る２の(６)の⑦の規定は、施設入所支援に係る入所時特別支援加算について準用する。 | 平18厚告523  別表第9の5 の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ６　入院・外泊時加算 | （１）入院・外泊時加算（Ⅰ）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑨　入院・外泊時加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第９の６の入院・外泊時加算については、入院又は外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、連続して９泊の入院又は外泊を行う場合は、８日と計算されること。  (二)　９日を超える入院にあっては指定障害者支援施設等の従業者が、特段の事情（利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。）のない限り、原則として１週間に１回以上、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行い、入院以外の外泊にあっては、家族等との連絡調整や交通手段の確保等を行った場合、入院又は外泊期間（入院又は外泊の初日及び最終日を除く。）について、１日につき所定単位数を算定するものであること。  (三)　入院・外泊の際に支援を行った場合は、その支援の内容を記録しておくこと。また、入院の場合において、(二)の特段の事情により訪問ができなくなった場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。  (四)　入所者の入院又は外泊の期間中で、かつ、入院・外泊時加算の算定期間中にあっては、当該利用者が使用していたベッドを他のサービスに利用することなく空けておくことが原則であるが、当該利用者の同意があれば、そのベッドを短期入所サービスに活用することは可能であること。ただし、この場合、入院・外泊時加算は算定できないこと。  (五)　指定障害者支援施設等の入所者が、地域生活への移行へ向けて、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の体験的な利用を行う場合又は指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合にあっては、当該体験利用を行っている間について、当該加算を算定して差し支えない。  (六)　当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。 | 平18厚告523  別表第9の6  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 期間の算定誤り注意(入院初日、退院日を除く) | 適  否  該当なし |
|  | （２）入院・外泊時加算（Ⅱ）については、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれの単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあってはそれぞれの単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。 | 平18厚告523  別表第9の6  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ７　入院時支援特別加算 | 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所(指定障害者支援施設等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑩　入院時支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第９の７の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定障害者支援施設等の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、１月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日並びに入院・外泊時加算が算定される期間を除く。）に応じ、加算する。ただし、利用者が入所する指定障害者支援施設等の近隣に家族等の居宅がある場合であって、家族等からの支援を受けることが可能である者についてはこの加算の対象としない。また、報酬告示第９の７の(１)が算定される場合にあっては少なくとも１回以上、７の(２)が算定される場合にあっては少なくとも２回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が４日以上の場合であって、病院又は診療所への訪問回数が１回である場合については、７の(１)を算定する。  また、当該加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。 | 平18厚告523  別表第9の7  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 有の場合、算定日数、訪問頻度、支援内容等確認 | 適  否  該当なし |
| ８　地域移行加算 | 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者（指定生活介護等を受ける者に限る）の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについ  て相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑪　地域移行加算の取扱いについて  報酬告示第９の８の地域移行加算については、２の(５)の③の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（５）  ③ 地域移行加算の取扱いについて  (一) 報酬告示第５の２に規定する地域移行加算の注中、退院前の相談援助については、入院期間が１月を超えると見込まれる利用者の居宅生活（福祉ホーム又は共同生活援助を行う共同生活住居における生活を含む。以下同じ。）に先立って、退院後の生活に関する相談援助を行い、かつ、利用者が退院後生活する居宅を訪問して退院後の居宅サービス等について相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中２回に限り加算を算定するものである。  また、利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後１回を限度として加算を算定するものである。  (二) 地域移行加算は退院日に算定し、退院後の訪問相談については訪問日に算定するものであること。  (三) 地域移行加算は、次のアからウまでのいずれかに該当する場合には、算定できないものであること。  ア 退院して病院又は診療所へ入院する場合  イ 退院して他の社会福祉施設等へ入所する場合  ウ 死亡退院の場合  (四) 地域移行加算の対象となる相談援助を行った場合は、相談援助を行った日及び相談援助の内容の要点に関する記録を行うこと。  (五) 地域移行加算に係る相談援助の内容は、次のようなものであること。  ア 退院後の障害福祉サービスの利用等に関する相談援助  イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する相談援助  ウ 退院する者の運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等に関する相談援助  エ 住宅改修に関する相談援助  オ 退院する者の介護等に関する相談援助  (六) 退院前の相談援助に係る加算を算定していない場合であっても、退院後の訪問による相談援助を行えば、当該支援について加算を算定できるものであること。 | 平成18厚告523  別表第9の8  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| ８－２　体験宿泊支援加算 | 厚生労働省告示第551号「厚生労働省が定める施設基準」第3号のホ（第二号のチ準用）に規定する施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑫　体験宿泊支援加算の取扱いについて  報酬告示第９の８の２の体験宿泊支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において算定するものであるが、以下のとおり取り扱うこととする。  (一)　施設障害福祉サービス計画に基づき、以下に掲げる体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に算定するものであること（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。  ア　体験的な宿泊支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  イ　体験的な宿泊支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等  ウ　利用者に対する体験的な宿泊支援に係る相談援助  (二)　体験宿泊支援加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号。地域相談支援報酬告示。以下「地域相談支援報酬告示」という。）第１の５の体験宿泊加算を算定している期間に限り、１日につき所定単位数に代えて算定できるものであること。体験宿泊支援加算の算定期間中にあっては、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算を併せて算定できるものであること。なお、外泊の期間に初日及び最終日は含まないので、体験的な宿泊支援の利用開始日及び終了日は体験宿泊支援加算を算定しないものであること。  (三)　体験宿泊支援加算を算定する日においては、特定障害者特別給付費（補足給付）の算定が可能であること。 | 平18厚告523  別表第9の8  の2の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 運営規程の位置づけ  連絡調整内容 | 適  否  該当なし |
| ９　地域生活移行個別支援特別加算 | （１）地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）については、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の三のホに適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑬　地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第９の９の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  (一)　地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)  加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月２回以上の定期的な指導体制（当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。）が整えられていること。  また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。  ◎厚生労働大臣が定める施設基準第９号ヘ  (１)　介護給付費等単位数表第9の9の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。  (２)　社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。  (３)　精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること(施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)。  (４)　指定障害者支援施設等の従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号若しくは第51条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。  (５)　保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。 | 平18厚告523  別表第9の9  の注1  平18厚告551  の三のホ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | （Ⅰ）は施設基準を満たす場合、入所者全員に算定 | 適  否  該当なし |
|  | （２）地域生活移行個別支援特別加算（Ⅱ）については、地域生活移行個別支援特別加算（Ⅰ）が算定されている指定障害者支援施設等であって、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算しているか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑬　地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて  報酬告示第９の９の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。  (二)　地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)  ア　地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）に基づく通院決定を受けてから３年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放（以下この(９)において「退所等」という。）の後、３年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年３月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター（以下「地域生活定着支援センター」という。）との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。  なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後３年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから３年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。  イ　加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。  (ア)　本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成  (イ)　指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催  (ウ)　日常生活や人間関係に関する助言  (エ)　医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  (オ)　他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応  (カ)　その他必要な支援 | 平18厚告523  別表第9の9  の注2  平18厚告556  の九 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 10　栄養マネジメント加算 | 次の①から④までに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等について、1日につき所定単位数を加算しているか。  ①　常勤の管理栄養士を1名以上配置していること。  ②　入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。  ③　入所者ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録していること。  ④　入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑭　栄養マネジメント加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第９の10の栄養マネジメント加算は、栄養健康状態の維持や食生活の向上を図るため、個別の障害者の栄養、健康状態に着目した栄養ケア・マネジメントの実施（以下「栄養ケア・マネジメント」という。）を評価しているところである。  (二)　栄養ケア・マネジメントは、入所者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。  また、栄養ケア・マネジメントは、低栄養状態のリスクにかかわらず、原則として入所者全員に対して実施すべきものであること。  (三)　施設に常勤の管理栄養士を１名以上配置して行うものであること。  なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士が配置されている場合は、当該加算を算定できないこと。  (四)　常勤の管理栄養士が、同一敷地内の複数の障害福祉サービスの栄養ケア・マネジメントを行う場合は、当該管理栄養士が所属する施設のみ算定できること。  (五)　栄養ケア・マネジメントについては、以下のアからキまでに掲げるとおり、実施すること。  ア　入所者ごとの低栄養状態のリスクを、施設入所時に把握すること（以下「栄養スクリーニング」という。）。  イ　栄養スクリーニングを踏まえ、入所者ごとの解決すべき課題を把握すること（以下「栄養アセスメント」という。）。  ウ　栄養アセスメントを踏まえ、施設長の管理の下、医師、管理栄養士、看護職員、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者ごとに、栄養補給に関する事項（栄養補給量、補給方法等）、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき事項に対し関連職種が共同して取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。また、作成した栄養ケア計画については、栄養ケア・マネジメントの対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、栄養ケア計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。  エ　栄養ケア計画に基づき、入所者ごとに栄養ケア・マネジメントを実施するとともに、栄養ケア計画に実施上の問題（栄養補給方法の変更の必要性、関連職種が共同して取り組むべき事項の見直しの必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。  オ　入所者ごとの栄養状態に応じて、定期的に、入所者の生活機能の状況を検討し、栄養状態のモニタリングを行うこと。その際、栄養スクリーニング時に把握した入所者ごとの低栄養状態のリスクのレベルに応じ、それぞれのモニタリング間隔を設定し、入所者ごとの栄養ケア計画に記載すること。当該モニタリング間隔の設定に当たっては、低栄養状態のリスクの高い者及び栄養補給方法の変更の必要性がある者（経管栄養法から経口栄養法への変更等）については、概ね２週間ごと、低栄養状態のリスクが低い者については、概ね３月ごとに行うこと。なお、低栄養状態のリスクが低い者も含め、少なくとも月１回、体重を測定するなど、入所者の栄養状態の把握を行うこと。  カ　入所者ごとに、概ね３月を目途として、低栄養状態のリスクについて、栄養スクリーニングを実施し、栄養ケア計画の見直しを行うこと。  キ　指定障害者支援施設基準第17条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養マネジメント加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。  (六)　栄養ケア計画を作成し、入所者又はその家族に説明し、その同意を得られた日から栄養マネジメント加算は算定を開始するものとすること。 | 平18厚告523  別表第9の10  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 有の場合、当該入所者の栄養ケア計画（個別支援計画）及びその入所者等の同意、栄養状態の記録等を確認 | 適  否  該当なし |
| 11　経口移行加算 | （１）指定障害者支援施設等において、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、栄養マネジメント加算を算定していない場合は、加算しない。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑮　経口移行加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第９の11の経口移行加算のうち経管栄養から経口栄養に移行しようとする者に係るものについては、次に掲げるアからウまでのとおり、実施するものとすること。  ア　現に経管により食事を摂取している者であって、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるとして、医師の指示を受けた者を対象とすること。医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理の方法等を示した経口移行計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口移行計画に相当する内容を個別支援計画の中に記載する場合は、その記載をもって経口移行計画の作成に代えることができるものとすること。共同して経口移行計画を作成するに当たってはテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  イ　当該計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。経口移行加算の算定期間は、経口からの食事の摂取が可能となり経管による食事の摂取を終了した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得た日から起算して180日以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。  ウ　経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が、入所者又はその家族の同意を得られた日から起算して、180日を超えて実施される場合でも、経口による食事の摂取が一部可能なものであって、医師の指示に基づき、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされる場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。ただし、この場合において、医師の指示は概ね２週間ごとに受けるものとすること。 | 平18厚告523  別表第9の11  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 有の場合、医師の指示、当該入所者の経口移行計画（栄養ケア計画、個別支援計画）及びその入所者等同意、管理状況の記録等を確認  対象は現に経管により栄養摂取している者 | 適  否  該当なし |
|  | （２）経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日から起算して180日を超えた期間に行われた場合であっても、経口による食事の摂取が一部可能な者であって、医師の指示に基づき継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑮　経口移行加算の取扱いについて  (二)　経管栄養法から経口栄養法への移行は、場合によっては、誤嚥性肺炎の危険も生じうることから、次のアからエまでについて確認した上で実施すること。  ア　全身状態が安定していること（血圧、呼吸、体温が安定しており、現疾患の病態が安定していること。）。  イ　刺激しなくても覚醒を保っていられること。  ウ　嚥下反射が見られること（唾液嚥下や口腔、咽頭への刺激による喉頭挙上が認められること。）。  エ　咽頭内容物を吸引した後は唾液を嚥下しても「むせ」がないこと。  (三)　経口移行加算を180日間にわたり算定した後、経口摂取に移行できなかった場合に、期間を空けて再度経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合は、当該加算は算定できないものとすること。 | 平18厚告523  別表第9の11  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 12　経口維持加算 | （１）経口維持加算(Ⅰ)については、指定障害者支援施設等において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥えんが認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑯　経口維持加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第９の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(Ⅰ)については、次に掲げるアからエまでの通り、実施するものとすること。  ア　現に経口により食事を摂取している者であって、摂食機能障害（食事の摂取に関する認知機能の低下を含む。以下同じ。）を有し、水飲みテスト（「氷砕片飲み込み検査」、「食物テスト（foodtest）」、「改訂水飲みテスト」などを含む。以下同じ。）、頸部聴診法、造影撮影（診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科診療報酬点数表」という。）中「造影剤使用撮影」をいう。以下同じ。）、内視鏡検査（医科診療報酬点数表中「喉頭ファイバースコピー」をいう。以下同じ。）等により誤嚥が認められる（喉頭侵入が認められる場合及び食事の摂取に関する認知機能の低下により誤嚥の有無に関する検査を実施することが困難である場合を含む。以下同じ。）ことから、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理及び支援が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示を受けたものを対象とすること。ただし、歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が、対象となる入所者に対する療養のために必要な栄養の指導を行うに当たり、主治の医師の指導を受けている場合に限る（以下同じ。）。  イ　月１回以上、医師、歯科医師、管理栄養士、看護職員、言語聴覚士、サービス管理責任者その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議を行い、入所者ごとに継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理の方法等を示した経口維持計画を作成すること（栄養ケア計画と一体のものとして作成すること。）。また、当該計画については、栄養管理及び支援の対象となる入所者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、指定施設入所支援においては、経口維持計画に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は、その記載をもって経口維持計画の作成に代えることができるものとすること。共同して経口維持計画を作成するに当たっては、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  ウ　当該経口維持計画に基づき、栄養管理及び支援を実施すること。「栄養管理及び支援」とは、入所者の誤嚥を防止しつつ、継続して経口による食事の摂取を進めるための食物形態、摂食方法等における適切な配慮のことをいう。経口維持加算(Ⅰ)の算定期間は、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理により、当該入所者に摂食機能障害及び誤嚥が認められなくなったと医師又は歯科医師が判断した日までの期間とするが、その期間は入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月以内の期間に限るものとし、それを超えた場合においては、原則として当該加算は算定しないこと。  エ　入所者又はその家族の同意を得られた日の属する月から起算して６月を超えた場合でも、水飲みテスト、頸部聴診法、造形撮影、内視鏡検査等により、引き続き、摂食機能障害及び誤嚥が認められ、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理が必要であるものとして、医師又は歯科医師の指示がなされ、また、当該特別な管理を継続することについての入所者の同意が得られた場合にあっては、引き続き当該加算を算定できるものとすること。  ただし、医師又は歯科医師の指示は、概ね１月ごとに受けるものとすること。 | 平18厚告523  別表第9の12  の注1 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 有の場合、医師の指示、当該入所者の経口維持計画（栄養ケア計画、個別支援計画）及びその入所者等同意、管理状況の記録等を確認 | 適  否  該当なし |
|  | （２）経口維持加算(Ⅱ)については、協力歯科医療機関を定めている指定障害者支援施設等が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号に規定する医師を除く。)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑯　経口維持加算の取扱いについて  (二)　報酬告示第９の12の経口維持加算のうち、経口維持加算(Ⅱ)における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師（指定障害者支援施設基準第４条第１号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか１名以上が加わることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。  (三)　経口維持加算(Ⅰ)及び経口維持加算(Ⅱ)の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているがやむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  (四)　食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師との緊密な連携等が迅速に行われる体制をとること。 | 平18厚告523  別表第9の12  の注2 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
|  | （３）経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画に基づき管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理及び支援が、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、摂食機能障害を有し、誤嚥えんが認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して誤嚥えん防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。 | 平18厚告523  別表第9の12  の注3 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 12の2　口腔衛生管理体制加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。  ◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第９号ト  　当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑰　口腔衛生管理体制加算について  (一)　報酬告示第９の12の２の「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における入所者の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整理の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施に当たり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の入所者の口腔ケア計画をいうものではない。  (二)　「入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」については、以下の事項を記載すること。  ア　当該施設において入所者の口腔ケアを推進するための課題  イ　当該施設における目標  ウ　具体的方策  エ　留意事項  オ　当該施設と歯科医療機関との連携状況  カ　歯科医師からの指示内容の要点（当該計画の作成に当たっての技術的助言・指導を歯科衛生士が行った場合に限る。）  キ　その他必要と思われる事項  (三)　医療保険において歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、従業者に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画に関する技術的助言及び指導を行うに当たっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。  (四)　入所者の口腔機能の維持・向上のため、年１回以上を目安として、定期的な歯科検診（健診）を実施することが望ましい。 | 平18厚告523  別表第9の12  の2の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 12の3　口腔衛生管理加算 | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。  イ　歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。  ロ　歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔くうケアについて、施設従業者に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。  ハ　歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔くうに関する施設従業者からの相談等に必要に応じ対応すること。  ◎厚生労働大臣が定める施設基準（平成18年厚生労働省告示第551号）第９号ト  　当該指定障害者支援施設等において歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されていること。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑱　口腔衛生管理加算について  (一)　報酬告示第９の12の３の口腔衛生管理加算については、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔衛生管理体制加算を算定している施設の入所者に対して口腔ケアを実施し、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者へ具体的な技術的助言及び指導をした場合において、当該入所者ごとに算定するものである。  (二)　当該施設が口腔衛生管理加算に係るサービスを提供する場合においては、当該サービスを実施する同一月内において医療保険による訪問歯科衛生指導の実施の有無を入所者又はその家族等に確認するとともに、当該サービスについて説明し、その提供に関する同意を得た上で行うこと。  (三)　歯科医師の指示を受けて当該施設の入所者に対して口腔ケアを行う歯科衛生士は、口腔に関する問題点、歯科医師からの指示内容の要点（ただし、歯科医師から受けた指示内容のうち、特に歯科衛生士が入所者に対する口腔ケアを行うに当たり配慮すべき事項とする。）、当該歯科衛生士が実施した口腔ケアの内容、当該入所者に係る口腔ケアについて従業者への具体的な技術的助言及び指導の内容及びその他必要と思われる事項に係る記録（以下「口腔衛生管理に関する実施記録」という。）を作成し、当該施設に提出すること。当該施設は、当該口腔衛生管理に関する実施記録を保管するとともに、必要に応じてその写しを当該入所者に対して提出すること。  (四)　当該歯科衛生士は、従業者から当該入所者の口腔に関する相談等に必要に応じて対応するとともに、当該入所者の口腔の状態により医療保険における対応が必要となる場合には、適切な歯科医療サービスが提供されるよう当該歯科医師及び当該施設への情報提供を行うこと。  (五)　本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定される日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が３回以上算定された場合には算定できない。 | 平18厚告523  別表第9の12  の3の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 13　療養食加算 | 管理栄養士又は栄養士が配置されている指定障害者支援施設等において、平成21年厚生労働省告示第177号「厚生労働大臣が定める療養食」に定める療養食を提供した場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定していないか。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑲　療養食加算の取扱いについて  (一)　報酬告示第９の13の療養食加算については、利用者の病状等に応じて、主治の医師より利用者に対し疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める療養食（平成21年厚生労働省告示第177号）に示された療養食が提供された場合に算定すること。なお、当該加算を行う場合は、療養食の献立表が作成されている必要があること。  (二)　加算の対象となる療養食は、疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づいて提供される利用者の年齢、病状等に対応した栄養量及び内容を有する治療食（糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食（流動食は除く。）、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食をいうものであること。  (三)　前記の療養食の摂取の方法については、経口又は経管の別を問わないこと。  (四)　減塩食療法等について  心臓疾患等に対して減塩食療法を行う場合は、腎臓病食に準じて取り扱うことができるものであるが、高血圧症に対して減塩食療法を行う場合は、加算の対象とはならないこと。  また、腎臓病食に準じて取り扱うことができる心臓疾患等の減塩食については、総量6.0ｇ未満の減塩食をいうこと。  (五)　肝臓病食について  肝臓病食とは、肝庇護食、肝炎食、肝硬変食、閉鎖性黄症食（胆石症及び胆嚢炎による閉鎖性黄症の場合を含む。）等をいうこと。  (六)　胃潰瘍食について  十二指腸潰瘍の場合も胃潰瘍食として取り扱って差し支えないこと。手術前後に与える高カロリー食は加算の対象としないが、侵襲の大きな消化管手術の術後において胃潰瘍食に準ずる食事を提供する場合は、療養食の加算が認められること。また、クローン病、潰瘍性大腸炎等により腸管の機能が低下している入所者等に対する低残さ食については、療養食として取り扱って差し支えないこと。  (七)　貧血食の対象者となる入所者等について  療養食として提供される貧血食の対象となる入所者等は、血中ヘモグロビン濃度が10ｇ／dl以下であり、その原因が鉄分の欠乏に由来する者であること。  (八)　高度肥満症に対する食事療法について  高度肥満症（肥満度がプラス70％以上又はＢＭＩ（Body MassIndex）が35以上）に対して食事療法を行う場合は、脂質異常症食に準じて取り扱うことができること。  (九)　特別な場合の検査食について  特別な場合の検査食とは、潜血食のほか、大腸Ｘ線検査・大腸内視鏡検査のために特に残さの少ない調理済食品を使用した場合は、「特別な場合の検査食」として取り扱って差し支えないこと。  (十)　脂質異常症食の対象となる入所者等について  療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるＬＤＬ―コレステロール値が140㎎／dl以上である者又はＨＤＬ―コレステロール値が40㎎／dl未満若しくは血清中性脂肪値が150㎎／dl以上である者であること。 | 平18厚告523  別表第9の13  の注 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 14　福祉・介護職員処遇改善加算  ＜居宅介護準用＞ | 平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の二十五に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。  （１）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）　２から13までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数  （２）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）　２から13までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数  （３）福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）　２から13までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数  ◎厚生労働大臣が定める基準　25  第2号の規定を準用する。  ２　介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準  イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　福祉・介護職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (２)　当該指定生活介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定生活介護事業所等をいう。以下同じ。)において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。  (３)　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉・介護職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (４)　当該指定生活介護事業所等において、事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (５)　算定日が属する月の前12月間において、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。  (６)　当該指定生活介護事業所等において、労働保険料(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号)第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。)の納付が適正に行われていること。  (７)　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (一)　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  (二)　(一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (三)　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  (四)　(三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (五)　福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  (六)　(五)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (８)　(2)の届出に係る計画の期間中に実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての福祉・介護職員に周知していること。  ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (１)　イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること　。  (２)　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  (一)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。  b　aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  (二)　次に掲げる要件の全てに適合すること。  a　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  b　aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。  ◎留意事項通知第２の２(９)  ⑳　福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  報酬告示第９の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、２の(１)の㉑の規定を準用する。  ◎留意事項通知第２の２の（１）  ㉑ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和３年３月25日付け障障発0325第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知））を参照すること。 | 平18厚告523  別表第9の14  の注  平18厚告543  の二十五 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 15　福祉・介護職員等特定処遇改善加算  ＜短期入所準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、２から13までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。  ◎厚生労働大臣が定める基準　26  第21号の規定を準用する。  21　介護給付費等単位数表第7の15の注の厚生労働大臣が定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (１)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額8万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円以上となること。ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。  (２)　当該指定短期入所事業所等(介護給付費等単位数表第7の1の注18に規定する指定短期入所事業所等をいう。以下同じ。)又は基準該当短期入所事業所(介護給付費等単位数表第7の1の注14に規定する基準該当短期入所事業所をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。  (３)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の2倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。  (４)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額440万円を上回らないこと。  ロ　当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  ハ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  ニ　当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  ホ　短期入所サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。  ト　ヘの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。 | 平18厚告523  別表第9の15  の注  平18厚告543  の二十六 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |  | 適  否  該当なし |
| 16　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算  ＜居宅介護準用＞ | 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、２から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  ◎厚生労働大臣が定める基準　26の２  第３号の２の規定を準用する。  ◎厚生労働大臣が定める基準　３の２  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  イ　障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  ロ　指定居宅介護事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  ハ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  ニ　当該指定居宅介護事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  ホ　居宅介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  ヘ　ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。 | 平18厚告523  別表第９の16の注  平18厚告543の26号の２ | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 加算の届出  有り  無し | 適  否  該当なし |